

デジタル・ネットワーク社会における 出版物利活用の推進と国立国会図書館の役割

平成22年4月20日

国立国会図書館 田中 久徳

国立国会図書館の取組の状況

① 過去の出版物のデジタル化の推進

- 「近代デジタルライブラリー」(戦前期書籍の配信事業)
- 原本保存のためのデジタル化(H21年著作権法改正)
- 平成21年度補正予算(大規模デジタル化127億円)

② オンライン流通出版物の収集

- 政府等インターネット情報の制度的収集(H22年度～)
- 民間オンライン資料についての制度検討の開始
(納本制度審議会オンライン資料の収集に関する小委員会)

デジタル化資料の利用提供（枠組み）

保存のためのデジタル化

国立国会図書館

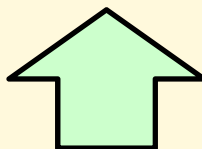


=



館内利用者

同じ資料を同時に
閲覧できる人数は、
所蔵している冊数
分に限られる。



デジタル化資料

電子図書館サービス



インターネット利用者



著作権者

著作権者の許
諾なしには、イン
ターネットでは送
信できない。

大規模デジタル化(21年度補正予算)

予算規模

約127億円(実施規模 約90万冊)

主な対象資料

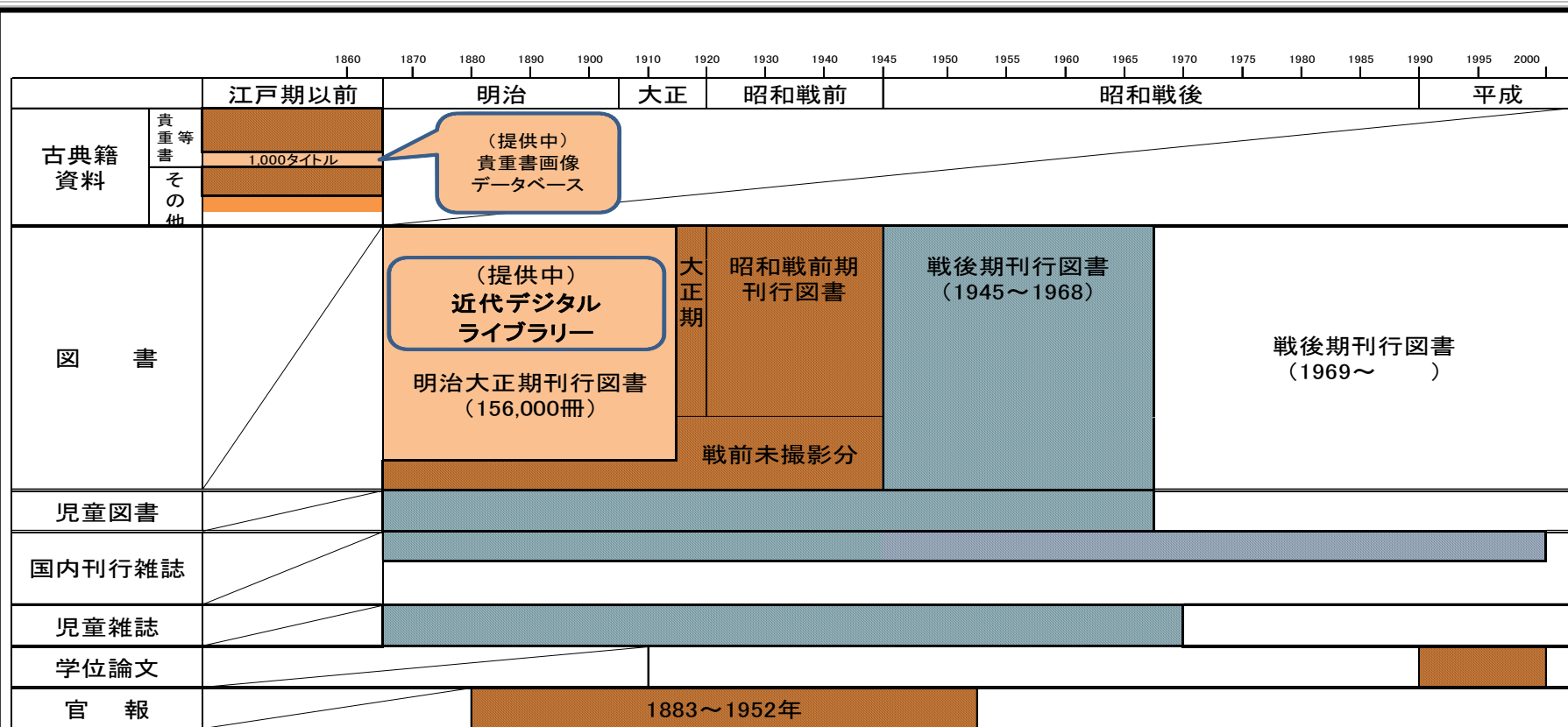
① 電子図書館サービス

- ・戦前期刊行図書
 - ・古典籍資料
 - ・官報(～昭和27年)
 - ・学位論文
- (個別に著作権調査実施)

② 保存のためのデジタル化

- ・戦後期刊行図書
(1945～1968年受入分)
- ・雑誌
(戦前期、雑誌記事索引)
- ・その他

資料デジタル化対象資料



■ : デジタル化対象資料(平成22年2月現在)

■ : インターネット提供中

■ : インターネット提供予定

■ : 館内で提供予定

国内図書の約1/5が終了の見込

原本保存のためのデジタル化（平成21年法改正）

□ 国立国会図書館における所蔵資料の電子化

（平成21年度著作権法の一部改正の内容）

国立国会図書館においては、所蔵資料を納本後直ちに電子化することができる。

⇒ 従来は、劣化・損傷している場合に限定（31条2号）

（改正の趣旨）

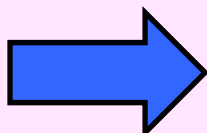
所蔵資料が損傷・劣化する前に電子化し、原資料を文化的遺産として保存できることが重要

デジタル化による資料の保存

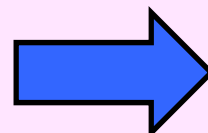
デジタル化
しない場合



図書館資料



閲覧



資料の劣化
利用不能

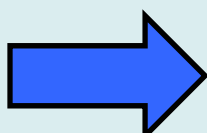
デジタル化した場合



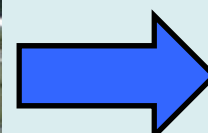
図書館資料



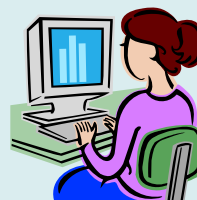
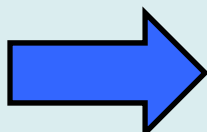
デジタル化＝原資料の代替



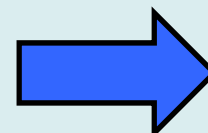
書庫で保管



原資料の保存



閲覧



将来の閲覧

著作権法改正の効果(利用可能範囲)

□ デジタル化資料の利用の詳細は、利害関係者との協議が前提(平成21年3月、当事者合意)

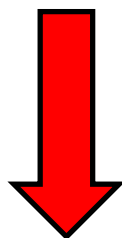
(具体的な合意内容)

- 利用条件 ⇒ 「同一文献に対する同時利用は、資料の所蔵部数を超えない範囲」(1冊なら同時に1人)
- 対象範囲 ⇒ 民間の市場活動を阻害しないよう留意
- デジタル化の方式 ⇒ 「画像のみ」
- 複写提供 ⇒ 「プリントアウトのみ」

□ インターネット提供(公衆送信)には、著作権許諾が必要な点は、これまでと同様

オンライン資料の制度的収集に向けた検討

「納本制度審議会」(オンライン資料の収集に関する小委員会)における検討(平成21年度～)



民間発行のオンライン出版物を対象にした「制度的収集」の在り方

平成22年度中に審議会答申の予定

(目的)「文化財の蓄積」としての収集・保存
利用のルールは、関係者合意が前提

利活用に向けた検討課題

デジタル出版物についての図書館サービスと民間ビジネスの境界範囲、利用ルールの明確化が必要

- ① 図書館間の資料相互貸借(市場入手困難資料)に相当する利用の方策(公共図書館館内への限定送信等の検討)
- ② 「画像」からテキスト形式データの作成(視覚障がい者等への対応、全文検索の利用)
- ③ 遠隔地での利用(有償配信)モデルの検討

図書館サービスと商業配信サービスの両立

国民の知る権利を保障するための検討が不可欠

「図書館サービス」の役割を踏まえた検討の要望

- ① 出版物の権利状態による利用の枠組みのルール化
- ② 財政支援を通じた公共図書館等の電子出版物の契約利用の拡大
- ③ 「有償電子貸出（期限限定利用）」等の条件の工夫による広範なアクセスの確保

図書館アーカイブと商業電子配信の連携の可能性

- ① 「絶版(入手困難)書籍」の利活用促進
 - 図書館デジタル化資料の商業的利用
 - 円滑な権利処理の仕組みの構築
- ② 公共的書籍検索サービスと商業サイトの連携
 - 検索サービスのためのテキストデータの蓄積
- ③ 新刊書籍電子配信
 - 「図書館サービス」と商業電子配信のルール
の確立(有償電子貸出、図書館契約etc)